

指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法

【整理番号1】

1 施設の概要

(1) 名称	米子市皆生市民プール
(2) 所在地	米子市皆生温泉三丁目18番3号
(3) 構造	プール棟 鉄筋コンクリート造2階建 管理棟 鉄筋コンクリート造2階建 トレーニング棟 鉄骨鉄筋造2階建
(4) 敷地面積	14,325平方メートル
(5) 建築面積	プール棟 1,651.30㎡ (延べ床面積 2,102㎡) 管理棟 766.25㎡ (延べ床面積 1,414㎡) トレーニング棟 999.80㎡ (延べ床面積 1,490㎡)
(6) 開館日	昭和55年3月22日
(7) 主な施設内容	<ul style="list-style-type: none"> ・プール棟 <ul style="list-style-type: none"> 大プール 25m 6コース 水深100cm～120cm 小プール 幼児用(滑り台付き) 水深60cm～90cm 観覧席(2階) 20人程度 管理室、監視員室、更衣室、シャワー室(男・女) 多目的更衣室兼シャワー室、身障者トイレ 採暖室 ・管理棟 <ul style="list-style-type: none"> 事務室、研修室 ・トレーニング棟 <ul style="list-style-type: none"> 体育館(バスケットコート1面、バレーコート1面、バドミントンコート1面、卓球4台、ランニングデッキ1周75メートル) ・駐車場 <ul style="list-style-type: none"> 30台(身障者用1台)
(8) 施設の設置目的	<p>当該プールは、現在、鳥取県営米子屋内プールとして運営されているが、平成27年11月からは、県、市において当該プールと米子市営東山水泳場とを交換し、米子市営のプールとして運営する予定である。</p> <p>なお、県、市が締結した「鳥取県と米子市の体育施設交換に関する協定書」においては、当該プールについては、当該交換後、市民の健康増進を図ることができるよう管理運営する旨が合意されている。</p>

	<p>また、米子市の総合計画においては、市民が、年齢や体力に合わせて、スポーツ・レクリエーション活動に気軽に取り組むことができる生涯スポーツの振興と環境の整備に努め、生涯スポーツの推進を図ることとしており、当該プールについても、その目的達成のため管理運営することとなる。</p>																													
(9) 施設の現状	<p>現在、鳥取県営米子屋内プールは、25mプールと幼児用プールを備え、適切なコース及びクラスの設定をした多くの水泳教室を実施するなど、子ども、高齢者、身体的に障がいのある方を始め、全ての県民の方に安心して使用されており、県内のスポーツの普及及び振興並びに県民の健康増進に資する施設として運営されている。</p> <p>また、体育館においても、バドミントン教室、ジュニアトライアスロン教室などを開催し、広く県民に対してスポーツに親しむ機会を提供している。</p> <p>その他にも、レクリエーションカヌーなど皆生温泉旅館組合と提携した体験型観光の実施、全日本トライアスロン皆生大会開催時の大会本部としての施設提供など様々な利用促進策が講じられている。</p>																													
(10) 指定管理業務の方針	<p>(8)に記載のとおり、米子市皆生市民プールは、市民の健康増進を図ることを目的として管理運営を行うこととしている。</p> <p>そのため、運営内容については、市民が気軽に参加することができる教室の開催を主体に、障がい者のリハビリ、高齢者の介護予防といった観点からも教室を開催し、広く市民に対しスポーツ振興の場を提供するものとする。</p> <p>また、全日本トライアスロン皆生大会を始め、各種大会にも開催場所として施設を提供するものとする。</p>																													
(11) 施設の運営状況（平成25年度）の概要	<p>ア 利用人数及び利用料金収入額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">有料</th> <th colspan="2">減免</th> </tr> <tr> <th>人数(人)</th> <th>金額(円)</th> <th>人数(人)</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プール</td> <td>22,135</td> <td>8,053,335</td> <td>25,201</td> <td>11,050,325</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td>15,382</td> <td>441,250</td> <td>3,632</td> <td>68,200</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>383</td> <td>14,700</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>スポーツ教室</td> <td>17,649</td> <td>9,255,000</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		有料		減免		人数(人)	金額(円)	人数(人)	金額(円)	プール	22,135	8,053,335	25,201	11,050,325	体育館	15,382	441,250	3,632	68,200	研修室	383	14,700	—	—	スポーツ教室	17,649	9,255,000	—	—
	有料		減免																											
	人数(人)	金額(円)	人数(人)	金額(円)																										
プール	22,135	8,053,335	25,201	11,050,325																										
体育館	15,382	441,250	3,632	68,200																										
研修室	383	14,700	—	—																										
スポーツ教室	17,649	9,255,000	—	—																										

イベント	471	146,150	17	0
その他	—	1,333,989	—	—
合計	56,020	19,244,424	28,850	11,118,525

※その他の収入は、自動販売機手数料等。

※減免利用について

障がい者及びその介護者、高齢者（70歳以上）並びに要介護者及びその介護者	免除
児童、生徒又は学生（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合に限る。）	免除
県民の日（9月12日）に個人利用をする者	免除

イ 自主事業

- ・水泳教室〔一般、幼児、小学生、水中運動〕
- ・水中運動〔フリーリハビリ〕
- ・短期水泳教室〔幼児（初心者）、幼児（バタ足5m以上）、小学生（初心者以上）、クロール13m以上、クロール25m・背泳ぎ25m、3泳法〕
- ・バドミントン教室〔初心者、中級者、実践練習〕
- ・3B体操〔成人コース〕
- ・わんぱく教室〔児童体育〕
- ・ジュニアトライアスロン教室
- ・トランポリン教室〔障がい者対象〕

	参加者数（人）	金額（円）
水泳教室	1,561	7,684,500
水中運動	22	187,000
短期水泳教室	140	286,000
バドミントン教室	59	228,000
3B体操	34	136,000
わんぱく教室	64	111,000
ジュニアトライアスロン	158	474,000
トランポリン教室	820	—

	合計	2,858	9,106,500
	※参加者数は、実数。		
	ウ 管理費（支出額の合計）	64,472	千円

2 制度適用方法

(1) 指定の期間

平成27年11月1日～平成28年3月31日

(2) 業務の範囲及び管理の基準（主なもの）

ア 施設等の維持管理

イ 施設等の利用の許可等

- ・ 指定管理者は、教育委員会の承認を受けて、使用時間及び休場日の変更が可能
- ・ 指定管理者は、使用許可事務を代行
- ・ 利用料金制度を採用（利用料金は、指定管理者が条例に規定する使用料の金額の範囲内において、教育委員会の承認を受けて定め、利用者から徴収。利用料金は、指定管理者の収入として収受）

ウ 利用の促進

エ 自主事業の企画及び実施

- ・ 事業の内容は、あらかじめ市と協議

(3) 管理業務の処理体制

職員の適正配置のほか体制の整備。なお、施設には水泳場の統括責任者として場長1人、これを補佐するものとして副場長1人を置く。

また、日本水泳連盟プール公認規則に規定されているプール管理者並びに日本体育協会公認指導員資格等の有資格者（水泳教室その他の自主事業及び利用者の安全対策の実施に必要な資格を有するもの）を置く。

(4) その他の条件

ア 指定管理者は、利用者で構成する団体その他関係団体と連携協力

イ 指定管理者は、教育委員会が主催する事業及び主管競技団体が主催する事業に協力